

秋田大学学術情報リポジトリ設置要項

平成19年9月28日
附属図書館委員会制定

(目的)

第1 秋田大学附属図書館に、本学の構成員等による学術研究・教育成果物を電子的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、学術の発展に寄与するとともに社会に対する貢献を果たすために、秋田大学学術情報リポジトリを設置する。

(運用)

第2 秋田大学学術情報リポジトリの運用に関して必要な事項は、附属図書館委員会において定める。

附 則

この要項は、平成19年9月28日から実施する。